

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による国民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
48	A	種別経緯	農業・農地	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「法律」)第18条第1項の規定による農地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事等の認可について、農地の所在と賃借借の指定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。また、配分計画の適用期間を短縮または禁止すること。	【支援事例】農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による賃借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約2週間、比較的短期間で申請が完了する。一方、農地中間管理事業による賃借の場合は、基盤法による農地中間管理権(以下、「権限」)への貸付手続(市町村段階の4週間程度)に加え、権限と農地の配付が併発する必要があるため配分計画は、知事が認可をするところから、審査、公告、2週間の観望期間(法定)などの段階の手続きを要することから、審査、公告、2週間の観望期間(法定)などの段階の手続きが、配分計画はこれまで市町村が作成していることから審査期間短縮、事務量の増加は少ない。	【効果】権限法第16条第1項の配分計画認可を市町村へ移譲することにより、配分計画の審査、認可に必要な公告期間が短縮され、利便性が向上するとともに事業の効率化が図られる。また、同法第18条第2項に基づき2週間の観望を短縮又は禁止することにより、農地の確保、確保に必要な公告期間が短縮され、利便性が向上するとともに事業の効率化が図られる。なお、市町村はこれまでの手続きに加えて配分計画の公告も行うこととなるが、配分計画案はこれまで市町村が作成していることから審査期間短縮、事務量の増加は少ない。	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「法律」)第18条第1項、第2項及び第3項、第19条第2項	農林水産省	青森県	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「法律」)第18条第1項、第2項及び第3項、第19条第2項	農地中間管理事業に関する法律(以下、「法律」)第18条第1項、第2項及び第3項、第19条第2項	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「法律」)第18条第1項、第2項及び第3項、第19条第2項	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「法律」)第18条第1項、第2項及び第3項、第19条第2項

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえ提出団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
48	<p>本提案に対して11団体の追加共同提案があり、多くの賛同者が集まっていることから、事業の効率化、利用者の特恵性向上のため、審査期間の短縮は必要。及び同一市町村における農地の農用地利用配分計画認可の市町村への権限移譲について、検討していただきたい。</p>		<p>【群馬県】 配分計画を作成する際の地域における事前調整の結果、審査期間中に利害関係者から意見が提出されないことがない実施を踏まえ、5年後見直しに併せて法改正により審査を短縮し、農地中間管理事業における事務手続の迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を見直しとした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分踏まえるよう要望する。</p>		<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の告知書の認可に係る経費については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。当該認可における審査制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の取組等について、当該国の定率を確保する方向で検討していただきたい。</p> <p>【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○ 配分計画の都道府県告知書認可については、般機、都道府県及び市町村における計画策定等に係る一連の事務簡素化・迅速化を図る観点から、市町村単独で実施する仕組みへと見直す方向で検討していただきたい。</p> <p>【2】配分計画の都道府県告知書認可に係る審査制度については、審議として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、審査を廃止する方向で検討していただきたい。</p> <p>【3】利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、期間の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではない。</p> <p>【4】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たっては、農地中間管理機構が農地中間管理機構を創設した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理機構の再取得を行う必要が認められている。機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではない。</p> <p>【5】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たっては、農地中間管理機構が農地中間管理機構を創設した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理機構の再取得を行う必要が認められている。機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではない。</p>	<p>【総論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡素化の解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【2】について ○ 配分計画の無効延長は、農地の集約化の機会を造るおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えられるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。</p> <p>【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【4】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>	



審議事項	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
59	<p>審判によっては、別事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の施行等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を差し控える。</p> <p>また、暴力団の関与を事前に防止するため、中小企業等協同組合への暴力団等排除規定への追加を求める。</p>	--		--	<p>【全国知事会】 各地方工事中の認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、両法に基づき設立された組合に暴力団関係者が関与し、その活動を助けて暴力団の関与が促進され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。</p> <p>引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互協力の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を促すに資するよう、暴力団関係者が関与し、その活動を助けて暴力団の関与が促進され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとした。</p>
60	<p>今回提案した基準を平成26年実績に適用した場合、重要変更協議数が約35%減少する。(84件→54件)</p> <p>このように重要変更の基準の緩和については、事業執行の迅速化に加え、行政事務コストの軽減にも大きく資すると考えられるため、前向きな検討をお願いしたい。</p>	--		--	<p>【全国知事会】 大規模な災害・社会災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続の簡素化など、必要な見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>近年、大規模災害の発生による災害件数の増大に加え、重要協議を円滑かつ迅速に遂行の必要があることから、令和5年度の200万円を超える場合の申請費、徴収調査を行い、基準緩和の必要性が確認された場合には関連する省庁と調整を図るものとする。</p>



審議事項	各府県からの第1次回答を踏まえ提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえ追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
81	<p>先般府の意思の事例では、平成30年3月に、委員1人の死により、補欠選挙を実施(補選実施)したところである。その際、人件費(30人、約100万円)の増額発生、投票用紙印刷費、自治村交付金(投票所・開票所経費等)などの経費負担が発生したが、この選挙への地方財政負担等はないため、財政負担を懸念していることである。また、人的負担として、臨時会や常任幹事会、投票所の準備等、延べ約1人日(常選管理員4人日、集選管理員事務員4人日、市町村選管職員16人日)を要しており、こちらも大きな負担となっている。</p> <p>本府としては、上記の支費が短期に増減・変動するもの、提案の本質である補欠選挙の実施要件について、緩和する方向で早期に措置したくお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 第1次回答において「(前)今回の提案内容である選出委員の取扱いをせき、高区漁業調整委員会制度については必要な法整備を行う方向で、検討を行っていることである。上記見解が示しているところだが、少なくとも補欠選挙の実施要件について、提案団体の実現する方向で検討を進めたい方向で進めたい。</p> <p>○ 「農林水産省・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂)等では、「高区漁業調整委員会」については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を整理するとともに、資源管理や漁業者に対する指導・漁業管理中心とする委員構成とする」とお示しされているが、その検討の方向性をお示しいただいた上で、提案団体の実現の解決に資するものでなければ、その議論とは切り離して、高区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件を緩和する方向で早期に結論を得るべきではないか。</p> <p>○ また、委員の選出方法の整理の実施時期については、規制改革実施計画で「早期の開始」を目標としているが、実施時期に遅れが生じる可能性があるため、提案団体の実現を早期に解消するためにも、その議論とは切り離して、補欠選挙の実施要件について、緩和する方向で進めたい方向で進めたいか。</p>	<p>総務が本部長を務める農林水産省・地域の活力創造本部で決定された「農林水産省・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂)の補選による選挙の改革について及び6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「高区漁業調整委員会」については、適切な資源管理を行うため、委員の選出方法を整理するとともに、資源管理や漁業者を中心とする委員構成とする」とお示しされているが、その議論とは切り離して、高区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件を緩和する方向で、検討を行っていることである。</p> <p>具体的な検討内容については、お示しすることが困難であるが、提案団体の実現を促進するものがある。</p> <p>また、高区漁業調整委員会が漁業者代表を中心に据えて漁業調整を行う役割を更に発揮出来るよう、委員の選出方法と委員の構成等について見直しを行っていることである。そのうちの一部を切り離して見直すことは出来ないと考えている。</p>
71	<p>北陸政務局からは、当府で様式を定めている「資金計画申請書」については、「必要な資力及び信用があることを証する書面」として認められないとされている。</p> <p>「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、許可種業者が独自に定めた「資金計画申請書」等でも必要な資力及び信用があることを証する書面として運用が可能になるよう検討したい。</p> <p>その場合も、当該申請書に記載された資金計画の妥当性についてチェックするとともに、一定金額以上の資金を要する事業については、追加で融資証明等の説明資料を確認することを義務づける等の対応を想定しており、適切な農地転用許可は可考と考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、事業開始について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>農地は、国内の農業生産の基盤であり、かつ、限りある貴重な資源であることから、農地転用許可制度においては、許可を受けた後に遊休化することなく許可申請に係る用途に供することが確実かどうかの判断の一つとして資力及び信用の面から確認しているものである。</p> <p>このため、農地転用規制第50条4号又は第57条の2第2項第1号において、申請書に記載された申請者からの申請による事業に必要な資金計画の資力を裏付けるための書面として、資力及び信用があることを証する書面の提出を求めている。</p> <p>資力及び信用は申請者によって様々であり、金額の多寡によらず、申請者の申請のみでは、客観的な評価が難しく、資力及び信用があることを適切に証明することは困難である。</p> <p>資力及び信用があることを証する書面については、農地転用規制第50条4号及び第57条の2第2項第1号において、申請書に記載された申請者からの申請による事業に必要な資金計画の資力を裏付けるための書面として、資力及び信用があることを証する書面の提出を求めている。</p> <p>また、申請書に記載された資金計画の妥当性については、申請者からの申請による事業に必要な資金計画の資力を裏付けるための書面として、資力及び信用があることを適切に証明することは困難である。</p> <p>資力及び信用があることを証する書面については、農地転用規制第50条4号及び第57条の2第2項第1号において、申請書に記載された申請者からの申請による事業に必要な資金計画の資力を裏付けるための書面として、資力及び信用があることを証する書面の提出を求めている。</p>
82	<p>本議として、これまで貸付事業等に列して調査を行った中で、不償還特化した事例などはないという実績も踏まえ、林野庁長官への報告が必要である新規貸付事業や不良債権化している事業等のみならず、全貸付事業に対する調査は不償還特化事業の発生等を念頭に、注意しながら、真の責任で行って、目的外使用や無断処分などの不適正事業等に対する調査には十分であると考えます。</p> <p>調査実施から報告までの期間については引き続き余裕を持った調査ができるようご検討いただきたい。</p>						<p>本調査は、不償還特化の回収を目的とするのではなく、特別の法律に基づき特定の目的(後者の資金である林業・木材産業改革資金の貸付に係る事業)について、目的外使用、無断貸出・処分等の不適切な貸付の発生状況等を把握し、原因分析など、改善策を講ずることを目的として、制度の維持及び適切な運営が図られたことを目的として実施しているものであるため、全貸付の状況を調査する必要があることをご理解いただきたい。</p> <p>なお、全貸付調査は貸付、貸付情報の変更、報告期日の適切な設定等を検討し、調査から報告までの時間的な余裕を確保できるよう、年度末までに長官通知の改正を行うこととした。</p>

農林水産省 各府省からの第2次回答

審議番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
83	地方に関する権利保証	農業・農地	農林水産省所管の交付金(地域での食料の推進事業)の見直し	地域での食料の推進事業(「国産食料の推進事業」)における補助対象外経費は、実施要綱中の「申請書の明確化や費用の見直し」が、申請書の明確化や費用の見直しが行ったこと、また、事業実施計画書(実定時)に求められる経費の根拠について、内容を簡素化する。また、実施計画書で求められる経費(農産物)に、申請書の明確化や費用の見直しが行ったこと、また、事業実施計画書(実定時)に求められる経費の根拠について、内容を簡素化する。	対象外経費の明確化や適用の見直し等が認められることで、円滑な事業実施に繋がり、当該交付金を有効に活用する。	食料産業・4次産業化 交付金(実施要綱) 食料産業・4次産業化 交付金(交付要綱)	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、奥羽市、美作市、鳥取県、宇和島市、大分県		○当所においても、提案団体と団体の支援が、補助対象経費等の考え方などが明らかになったこと、また、交付金(実施要綱)の申請書の明確化や費用の見直しが行ったこと、また、事業実施計画書(実定時)に求められる経費の根拠について、内容を簡素化する。また、実施計画書で求められる経費(農産物)に、申請書の明確化や費用の見直しが行ったこと、また、事業実施計画書(実定時)に求められる経費の根拠について、内容を簡素化する。	申請できない経費の明確化について、申請できない経費については、本事業の実施要綱に明示している。また、他の補助事業において、事業費から申請のあった事業実施計画の事業経費を算定する補助対象として認められないものも考えられる。例えば、実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない経費品類などは、審査段階で審査者と協議の上、補助対象経費から除外又は必要の程度見直しを行うことになる。このように審査者の判断は、本事業の採択に最も重要な要素である。また、H30事業は、H29事業と事業内容は変わらないが、補助対象経費は約50%増加しており、通常の食料事業であれば事業経費を控えるべきである。		

審議事項	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
93	<p>○申請できない経費の明確化について 「家庭世帯の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品類などは、補助対象経費から除外又は必要量の算定し等を行う」とのことだが、実施計画の策定時に調味料や食材等の食料費を、本事業にのみ使用したと立証することが困難であり、実態として本事業にのみ使用した費用も「汎用性が高い」との理由で補助対象経費として認められていない。</p> <p>また、実施計画時点で本事業にのみ費用(本事業で全て使いきる)ことを求められているが、事業に必要な消耗品等に不足がもたらは、円滑な事業実施を行うことができない。</p> <p>「利用に際し場合は、事業実施に前に相談したい」とのことだが、研修基準が明確でない現状では、逐一相談する必要があり双方の負担となる。なお、相談したところで本事業に要する経費であっても汎用性が高いという理由で対象外とされる扱いに変わりはないと思われる。</p> <p>○補助対象経費の見直しについて 「補助対象経費数が約50%増加している」とのことだが、上記のとおり、食料費や消耗品費等が「汎用性が高い」という理由で補助対象外経費とされており、事業経費がカバーされているとは言い難い。</p> <p>○事業実施計画の経費の根拠について 本提案の趣旨は経費の推算概算自体を重視したいものではない。変動幅が大きい食料費について、計画時に精度で記載するなど、必要性の高い事項について記載方法の簡素化を求めものである。例えば、過去の事例などから1食分の食料費と参加予定人数によって推算する方法などにより、事業経費の根拠を示すことができると思われる。</p>	--		--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の案項に向けて、積極的な検討を求め、 なお、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>申請できない経費が明確でないことによる事業実施計画策定の経費の推算根拠の簡素化に係る課題については、あわせて各府省からの働きかけや本及び地方自治体による各種の調査等により本件に係る現状分析を適切に行い、申請できない経費の明確化や経費推算の簡素化等に係る見直し等、円滑な事業実施を確保するための必要な措置を検討してまいりたい。</p>





管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再統計の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
94	<p>本事業の円滑な事業継続に支障を生じさせないよう、平成31年度から交付決定前着工費を導入していただく。</p> <p>「公益上或いはやむを得ない」と認められる場合には、交付決定前着工費制度が導入されている高山山村が実施費交付金や用地耕作条件改善事業と同様に、本事業を円滑に実施する観点等から幅広く導入していただきたい。</p>	--	<p>【特別視】</p> <p>「公益上或いはやむを得ない」と認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内であっても当該年度に実施予定の事業工種によって判断されるのか、明確にいただきたい。</p>	--	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであり、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上或いはやむを得ない認められる場合には、例外に交付決定前着工費が認められていることから、これに該当すると認められるものについては、交付決定前着工費の導入について検討してまいりたい。</p> <p>なお、今回の支援事例であるほろ整備事業については、通常、複数年の事業計画となっており、国庫供出費目録制度等を適用することにより、施行時期の平準化が図られるものと考えられることから、交付決定前着工費の導入は認められない。</p> <p>また、工事の早期着手の観点から、引き続き速やかな交付決定となるよう努めてまいりたい。</p>
95	<p>本県では、換地を用いない平仮により農地集積を図る低コストなほろ整備を実施しているが、事業実施に伴う用地取得の契約が非常に多いことから、実施期間に応じた契約書の写しの提出を省略する見直しについて、平成30年度事業の実績報告から対応していただきたい。</p>	--	--	--	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>実績報告への契約書の添付については、平成27年度の事業実施状況に基づき、補助金の適切に執行が行われているかを確認する必要が生じたことから、平成28年度に「農地耕作条件改善事業交付金交付要綱」を改正し、現在まで運用を行っているものである。</p> <p>また、平成29年度事業の実績報告が適宜に行われ、補助金が適切に執行されていること等も踏まえ、事務局の軽微な観点から、実績報告への契約書の添付が実施と判断できれば、来年度以降の実施地区において、簡素化する方向で見直しを行う。</p> <p>なお、平成30年度事業の実績報告から見直しを行うことについては、補助金の適切な執行に向けて、現状を踏まえて丁寧に検討する必要があること、また、事業実施年度途中で制度を見直すことは、現場において混乱や追加の事務負担を生じかねないことから、適切でない、まずは、本年度事業の実績報告を踏まえ、適切な執行を努めていただきたい。</p>

農林水産省 各府省からの第2次回答

審議番号	提案区分		提案事項(審議名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
102	地方に対する権利保障	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用区分計画の最知事の認可に係る縦割の廃止	農地中間管理事業に関して、農地の賃借権等の設定を行う。農地中間管理事業の推進に当たり、縦割かつ長期にわたる契約手続きが課題となっている。農地利用区分計画(以下「区分計画」という)農地中間管理事業の適用は、農地中間管理事業を適用して払い手が発権種等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農賃期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。なお、区分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な協議を行っていることから、事業開始は実施後4年間に、審査期間中に利害関係者から意見書が出されたとは一度も無い。また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法案の案により契約を解除することができるため、事後の措置も整備されていると考ええる。	【支援事例】農地中間管理事業の推進に当たり、縦割かつ長期にわたる契約手続きが課題となっている。農地利用区分計画(以下「区分計画」という)農地中間管理事業の適用は、農地中間管理事業を適用して払い手が発権種等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農賃期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。なお、区分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な協議を行っていることから、事業開始は実施後4年間に、審査期間中に利害関係者から意見書が出されたとは一度も無い。また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法案の案により契約を解除することができるため、事後の措置も整備されていると考ええる。	手続きに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)第18条	農林水産省	秋田県、青森県、岩手県、山形県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	秋田県、青森県、岩手県、山形県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地中間管理事業は中成する書類が多く、事務が煩雑であり、実行手続に長期間を要するため、市民に取渡される前に、市の発行制度からの発行化が必要でない。</li> <li>○農地中間管理事業における払い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基き、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく(即ち)農地利用区分計画の認可等の手続きが必要であり、農地中間管理事業を中心とした農地の集積から払い手への配分まで、縦割の手続を要している。</li> <li>○農地中間管理事業の推進に当たり、縦割かつ長期にわたる契約手続きが課題となっている。農地利用区分計画(以下「区分計画」という)農地中間管理事業の適用は、農地中間管理事業を適用して払い手が発権種等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農賃期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。なお、区分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な協議を行っていることから、事業開始は実施後4年間に、審査期間中に利害関係者から意見書が出されたとは一度も無い。また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法案の案により契約を解除することができるため、事後の措置も整備されていると考ええる。</li> <li>○農地中間管理事業は、1農地を貸したい人と農地中間管理機構と高賃強化法等による手続き、2機構と農地を借りたい人と農地中間管理機構による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手続と期間を要している。</li> <li>○このため、目的である農地の集積の加速化には効果が発揮されていない。事業を通じた払い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、払い手への権利設定等に要する期間の短縮を図ることが望ましい。</li> <li>○払い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦割の廃止または期間短縮は必要とされる。</li> <li>○同様の支援事例(課題)が発生しており、制度改正は必要と考える。</li> <li>○農地中間管理事業の推進に当たり、縦割かつ長期にわたる契約手続きが課題となっている。</li> <li>○現在の制度では、農地中間管理事業を活用して払い手が賃借種等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農賃期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。</li> <li>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているほか、半農半住の推進に支障を及ぼしている。</li> <li>○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。</li> <li>○農地中間管理事業は約4か月の月を要する。</li> <li>○農地中間管理事業における農地利用区分計画の公告や縦割については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用が妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農地利用区分計画の最知事の認可に係る縦割の廃止を要する。(なお、本県においても、平成28年度から区分計画を縦割してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度も無い。)</li> <li>○区分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な協議を行っていることから、事業開始は実施後4年間に、審査期間中に利害関係者から意見書が出されたとは一度も無い。制度の見直しが必要である。</li> <li>○提案と同様の支援事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生していることから、事務の効率化と事務期間短縮などの制度改正が必要。</li> <li>○縦割中に意見書が提出された事例無し。</li> <li>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の確さ、農地利用区分計画に基づく農地中間管理機構による中間管理の取次、農地利用区分計画に基づく払い手への賃借権の設定が必要となっている。</li> <li>○そのほか、農地又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定(借手、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっている)と考える。</li> <li>○今後、農地中間管理事業を活用し払い手への農地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農地利用区分計画の最知事の認可に係る縦割期間(縦割)が短縮されるまでは農業者の利用がよくなる考えである。</li> <li>○なお、これまで縦割期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</li> <li>○事務手続きに長期間を要する要因となっている。</li> <li>○本県では、農地中間管理事業による賃借の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</li> <li>○市町村が区分計画を策定する際、機構・農業委員会や利害関係者との十分な協議を要していることから、平成28年度以降、区分計画の縦割において意見書の提出は一度も無い。</li> <li>○本県では、農地中間管理事業の実現にあたっては、農賃期での事務手続(審査)2週間の縦割(認可公告のみで約1ヶ月)かつあり、このほか農業委員会、市町村及び機構も煩雑な事務負担が必要となっている。</li> <li>○このため、縦割による農地の借入れから農業者への実行手続までは約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であったため、審査期間に影響がある等の指摘がなされている。加えて、農・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の弊も上っているほか、農地中間管理事業の推進に向けた前向きな取組が実施されていない。</li> <li>○なお、農地中間管理事業の制度開始後は、縦割中に意見が寄せられた例はない。</li> </ul>		

審議事項	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
102	<p>施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。</p>	--	<p>【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、継ぎ期間中に利害関係者から意見が提出されないことがない実施を踏まえ、5年後見直しに併せて改正により継ぎを廃止し、農地中間管理事業における事務手続の迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分踏まえるよう要望する。</p>	--	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の届出の認可に係る継ぎについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 継ぎの廃止に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>【総論】 〇 機構事業の手続の煩雑性の解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の届出届出通知承認、当該認可における継ぎ制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認について、関係団体の意見を踏まえる方向で検討いただきたい。</p> <p>【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 〇 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定等時に係る一連の事務簡素化・迅速化を図る観点から、市町村単位で実施する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。</p> <p>〇 配分計画の都道府県知事認可に係る継ぎ制度については、案として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定段階で関係府県での意見調整が行われていることなどを踏まえ、継ぎを廃止する方向で検討いただきたい。</p> <p>【2】利用権の存続期間延長手続の緩和 〇 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合)には、簡便な土地利用が確保されるべきであること。ことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではない。</p> <p>〇 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていること等理由、改正土地改良法の施行前に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要がなくなる。</p> <p>〇 機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合には、機構関連事業の対象とする方向で検討を推進すべきではない。</p> <p>【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 〇 農地中間管理事業の実施に当たっては、関係府県からの意見を踏まえるために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。</p>	<p>【総論】 〇 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑性の解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【1】について 〇 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【2】について 〇 配分計画の無継ぎ延長は、農地の農地化の機会を造るおそれがあり、これを推進することは望まないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。</p> <p>〇 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【3】について 〇 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>

農林水産省 各府省からの第2次回答

審議事項	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による農家の利便性の上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
103	地方に対する関係	農業・農地	農地中間管理事業に関する農地利用規制	①農地中間管理事業により設定した市町村の期間延長手続きについて、集積計画の範囲・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが、申請者が集積計画の一部である場合、市町村公告及び周知事項の認可・公告までの一連の作業を省略し、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で、期間延長に係る用途等に関する事項について、②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において集積促進事業を実施する場合には、同様の集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て、集積計画の範囲と新たな集積計画について同時に公告する必要が与えられている。	【制度概要】 ①利用者の契約期間延長に当たっては、農地中間管理機構を再取得するため、集積計画の範囲・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。 ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れた農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合は、区画整理や農用地の造成などの集積要件のひとつとして、「改正土地改良法の施行後」に取得される15年以上の農地中間管理機構に係る用途等があることが定められている。 ③改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において集積促進事業を実施する場合には、同様の集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て、集積計画の範囲と新たな集積計画について同時に公告する必要が与えられている。 【支援事例】 ①平成26年～29年までに権利設定を行った件数は総数であるため、契約期間延長の申請に追加で通常の契約があることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなる可能性がある。 ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理機構に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地増設申請手続きや、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があるが、利用費(受け手)や市町村・機構の事務的負担が軽減されていない。	契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構・市町村の事務的負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による集積促進策の効果を発揮する。農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第37条 ②及び附則第4条 土地改良法施行令第20条の2の10 平成29年9月1日付経産省農地政策推進部農地集積促進室長事務連絡	農林水産省	秋田県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	①農地中間管理事業は中産層も多くなり、事務が煩雑であり、実行手続に長期化をきたすため、専業主業に転換されたい、市町村や利用者の実行がなかなか進まない。 ○①(本県)においても、期間延長の申請に生じた事務負担は、将来的に大きなものと思われる対応を要する。 ○なお、農地中間管理機構からの貸付については、同一の者に再度貸し付ける場合等の費用負担が軽減されることにより、農地中間管理機構からの貸付料の一部を不償とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成29年農林水産省令第19号)を改正し、平成29年7月1日から施行したところである。 ②について 平成29年の改正土地改良法(以下「改正法」という。)により創設された農地中間管理機構の農地整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担により行う土地改良事業である。この事業の創設に伴い、農地中間管理機構の取組(農地中間管理機構の運営)に当たっては、改正法後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成29年法律第10号)の規定に基づき、あらかじめ当該事業が行われることについて機構から農地所有者に対して説明することとされている。 このため、機構関連農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理機構を創設した後に貸付し、農地化されている。 したがって、御提案のように、改正法の施行前から農地中間管理機構が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象となることは困難である。			

審議事項	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
103	①、②施行後9年目の見直しに向け、提案内容も言込んだ事務の簡素化を検討いただきたい。	--	【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を自動とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。	--	【全国知事会】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすさや事務負担を一層減らすこと。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【総論】 〇 機構事業の手続の簡便化の解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の期追付告知承認、当該認可における検査制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認については提案団体の意見を踏まえる方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 〇 配分計画の期追付告知承認については、般機、都道府県及び市町村における計画認定等制度に係る手続を簡便化・迅速化する観点から、市町村単位で実施する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 〇 配分計画の期追付告知承認に係る検査制度については、案照として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画認定前段階で関係機関での意見調整が行われていることなどを踏まえ、審査を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続の緩和 〇 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が概略的と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、用途の土地利用が明確に確保されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 〇 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行前に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得し、農地中間管理権の再取得を行う必要がなくなる。機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 〇 農地中間管理事業の実施に当たって者からなる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 〇 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡便化の解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について 〇 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について 〇 配分計画の無効延長は、農地の農地化の機会を造るおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えられるが、他方、手続の簡便化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 〇 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について 〇 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

農林水産省 各府省からの第2次回答

審議 番号	提案区分		提案事項 (審議名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
116	目	地方に対する権利保障 農業・農地	農地中間管理事業における農地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が指定農地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止については、農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「法律」)第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法(以下「法律」)第23条第1項第2号の農地集積の要件が、農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「法律」)第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における一連の処理時間を短縮し、農地中間管理機構を指定し、農地の円滑かつ迅速な買得を進めるとして、本県の農業改革の一である農地集積等による担い手の経営基盤強化を図ることが可能となる。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農林水産省	群馬県、福井県、新潟県	種別異、種別異、種別異	種別異、種別異、種別異	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の事業の廃止との廃止などについて総合的に検討することとしている。	

審議事項	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
116	<p>配分計画を作成する際の地域における事前調査の結果、観覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない事項を踏まえ、6年後費用に併当法改正により観覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p>	--	--	--	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農地利用配分計画の農知事の認可に係る観覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 地域の活性化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>【総論】 ○ 機構事業の手續の簡便化の解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県農知事認可、当該認可における観覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の取組等について、提案団体の意見を踏まえる方向で検討した。【1】農地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡便化・迅速化 ○ 配分計画の都道府県農知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定等時に係る一連の手續を簡便化・迅速化する観点から、市町村単位で実施する仕組みへと見直す方向で検討していただきたい。 ○ 配分計画の都道府県農知事認可に係る観覧制度については、案として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、観覧を廃止する方向で検討していただきたい。 【2】利用権の存続期間延長・平準化の緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が概略的と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合)には、簡便な土地利用が確保されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではない。 ○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていること等理由、改正土地改良法の施行期に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要がなくなる。機構関連事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で検討をすすべきではない。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって者からなる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。</p>	<p>【総論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後6年を目途として、機構事業の手續の簡便化の解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○ 配分計画の無観覧延長は、農地の農地化の機会を造るおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えられるが、他方、手續の簡便化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>









審議事項	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門家からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
154	平成30年度については交付決定が6月下旬だったため、例年と比べて巻頭の工事着手が可能となった。しかし、「交付金交付決定前の着手」が可能となれば、より早期の事業執行ができ、職員の職責にも直結することから、制度として確立するよう検討をお願いしたい。	--	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>【内閣府】 まずは、交付省庁である林野庁において、可能な限り速やかな交付決定がなされるよう、要請してまいりたい。</p> <p>その上で、ご提案の「交付決定前の着手」については、どのような対応が可能かまずは交付省庁である林野庁において検討いただくよう要請してまいりたい。</p> <p>【農林水産省】 ご提案の効率的な整備推進交付金の林道事業における「交付金交付決定前の着手」が実現できるよう、制度を所管する内閣府に要請してまいりたい。</p>
181	農地中間管理機構が行う事業は、年度当初の事業計画の承認において、予算や事業内容についての承認がなされていることから、事業計画にある農地管理や普及啓発などの「単純な業務」の委託においては、改めて知事が承認する必要はないと考えている。業者においては、法律の施行後の年を目標として農地中間管理事業に関する教育し等の検討がされる。機構事業の再稼働の開始となることについても前向きに検討されることから、より効果的な農地中間管理事業の推進が図れ、かつ申請者及び行政の両者の負担軽減となるよう、法律の施行後5年以内たる平成30年度中に発直しをお願いしたい。	--	<p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分熟察するよう要請する。</p>	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい理連整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 機構の発展化に向け、対応を求める。</p>	<p>【総論】 ○ 機構事業の単純の併走の解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における審査制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の再承認についても提案団体の支援を併用する方向で検討いただきたい。</p> <p>【1】農用地の再稼働促進(配分計画の再稼働の簡便化・迅速化) ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画決定段階に係る一定の単純な業務化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直し方向で検討いただきたい。</p> <p>○ 配分計画の都道府県知事認可に係る審査制度については、実態として、提案団体においてこれまで業務担当の要員がなく、計画決定段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、審査を廃止する方向で検討いただきたい。</p> <p>【2】利用権の存続期間延長手続の簡便化 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合は(契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれる場合)には、周辺土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を簡便化し、業種計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではない。</p> <p>○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理機構を取得した農用地のみを限らせていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農用地については、機構関連事業を実施しようとする場合には、業種計画の撤回・再作成等により、農地中間管理機構の再稼働を行う必要があるとされている。</p> <p>機構関連事業の実現に係る手続を簡便化する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機構を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではない。</p> <p>【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実現に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないかと。</p>		



管理事項	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
219	様式の簡素化について検討いただけることに感謝する。法曹等の迅速な補助金申請事務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることとなった際には、その具体的内容についてご教示いただきたい。	--	--	--	【全国知事会】 次増修・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続の簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。		農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画編成審査等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日林野庁令第149号)の5に定められている「災害復旧事業補助金申請書」の内容にあたっては、補助対象外経費の記載を要しないこととし、平成30年度中に様式を行う。
227	提案の論点を踏まえ、利用者、地方自治体にとって使いやすい制度となるよう検討を進めていただきたい。	--	【群馬県】 配分計画を作成する際の地域における事前調整の結果、継ぎ期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実施を踏まえ、5年後見直し(特例改正)により継ぎを廃止し、農地中間管理事業における事務手続の迅速化と、継ぎ廃止後の事務負担の軽減を図りたい。 【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を見直しとした趣旨的な検討にあたっては、今回の提案を十分踏まえようとする。	--	【全国知事会】 農地中間管理事業における農地利用配分計画の農地利用の認可に係る継ぎについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の踏まえ、廃止すべきである。 また、まちづくり・土地利用規制等の地域の取組に関する事項について市への移譲を進めることとするとの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農地利用配分計画に対する認可等の移譲については、提案団体の提案に基づいて積極的な検討を求める。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【結論】 ○「継ぎ事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の編成等に関する事項については、提案団体の意向を踏まえ、単純な業務委託の形態で対応したい。 【1】農地利用配分計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○ 配分計画の迅速な承認等については、情報・都市計画及び市町村における計画認定に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の迅速な承認等認可に係る継ぎ制度については、実際として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画決定段階で関係市間で意見調整が行われていることなどを踏まえ、継ぎを廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続の緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がなされている場合)には、農地の土地利用が確保されることではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、業務計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を平素とする見直しを行うべきではない。 ○ 継ぎ制度の対象とする農地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて事業者が説明が行われていることと併せて、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農地のみとされていること、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農地について、継ぎ制度の対象と見なされる場合には、業務計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 ○ 継ぎ制度の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農地についても、所有権の変更を伴った場合には、継ぎ制度の対象とする方向で制度を見直すべきではない。 【3】農地中間管理権が行う系統な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務については、知事承認を求めないものではない。	【結論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、継ぎ事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃らすおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。





審議事項	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
284	<p>施行制度上でも、配分計画については、事前に市町村農業委員会の意見を聴取すること等により、利用促進(農産物の販売や、生産者等)との関わり、すなわち地域の活性化等のための取組はできているため、あえて都道府県に事務的な負担をかける必要はない。</p> <p>共同提案団体は、「施行後5年を経過した事業の再評価について検討を促す」との旨を述べ、期間設定しているが、未定は5年とする旨に当たる。各府県から共同提案団体の事務的な負担の軽減等についての助言的な検討が実施されることなどが、とりわけ今回実施した「農地利用配分計画」の知事認可における取組制度の廃止については、次期通常国会に立法案を提出し、必ず実現していただきたい。</p>		<p>【群馬県】 配分計画を作成する際の地域における事前調整の結果、継続期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実施を踏まえ、5年後見直しに併せて見直しを停止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした総合的な検討にあつては、今回の提案を中核とするよう望む。</p>		<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農地利用配分計画の農地利用の認可に際しては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 地域の活性化に向け、対応を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求め。</p>	<p>【総論】 ○ 機構事業の手續の簡便化の解消などについて総合的に検討することであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における取組制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の取組等について提案団体の意見を踏まえ、対応を検討していただきたい。</p> <p>【1】農地利用集積計画(配分計画の作成等の簡便化・迅速化) ○ 配分計画の作成等の取組が可能な限り、機構、都道府県及び市町村における計画策定段階に係る一連の事務手続きの迅速化・簡便化を図ること。市町村単位で実施する仕組みとして見直しを検討していただきたい。</p> <p>【2】利用権の存続期間延長(単純な業務委託) ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意されている場合)には、簡便な土地活用が実現しやすくなるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手續を別に設けるなど、業務計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではない。</p> <p>○ 機構関連事業の対象とする農地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていること等理由、改正土地改良法の施行期に農地中間管理権を取得した農地のみとされていること、改正土地改良法の施行期に農地中間管理権を取得した農地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、業務計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があること、機構関連事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行期に農地中間管理権を取得した農地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で検討を推進すべきではない。</p> <p>【3】農地中間管理権が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって府県からの立派な提供を促すために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求めるとは必要はないのではないかと。</p>	<p>【総論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の簡便化の解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【2】について ○ 配分計画の継続延長は、農地の集約化の機会を造るおそれがあり、これを推進することは望まないと考えられるが、他方、手續の簡便化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。</p> <p>○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>
285	<p>【法務省】 1. 就農支援資金制度の政策目的 就農支援資金制度は、農業の技術の習得及び経営方法の習得の支援等と併せ、農業を営むべき青年農業従事者の継続的な育成を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。</p> <p>2. サードセクターに担わせることの必要性 ① 青年農業者育成センターは就農支援資金制度を含む新規就農者の促進を図ることを業務としており、サードセクターに未収金の回収を取り扱わせることで、本来の新規就農者確保に注力することができるとする。</p> <p>② 追加共同提案団体からの支援事例の通り、他府でも青年農業者育成センターは未収金の回収に専らしている例が多く、センターから農への償還に支障が生じる可能性がある。その場合、就農センター又は県において対応手段が必要となる。そのような事例に陥らないよう、未収金の回収を進める方法の選択が必要である。</p> <p>③ 共同提案団体「サービス改革推進部会」が「地方公共団体の公社サービス改革」の債権回収業務に「官民連携」に向けて、「平成25年3月」、「地方公共団体の公社債権回収促進のための民間委託に関する調査」(平成26年2月)が出されており、国でも債権回収における官民連携・民間委託の方針を定めている。センターは各府県で先行して取り扱った債権回収に関する特別調整協議会の貸付主体と同様であると考える。</p> <p>各府県が債権回収に関する特別調整協議会では貸付債権の主体として「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構」並びに都道府県といった貸付業務を行う団体が規定されており、就農支援資金貸付で重要な役割を果たす青年農業者育成センターも類似の貸付主体となる。</p> <p>【農林水産省】 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、農業者からセンターへの未収金が償還対象であるセンターから農、農から農への償還が困難になるため、就農支援資金制度を所管する立派な今年度議会の審議にたいしては、見直しを要しない。</p>		<p>【福島県】 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収金回収が進まないことで、センターから農、農から農への償還が困難となるため、今後提案について支障はない。</p>		<p>【法務省】 サードセクターが取り扱うことのできる特定金額債権の範囲の拡大に当たり、社会経済上のニーズの变化等を踏ま検討の上、政策目的実現のためサードセクターに取り扱わせることの必要性の有無の検討が必要であることは前回も示したとおりである。明確にしたい見直しを踏まえても、就農支援資金制度に係る貸付金については、そのような必要性のある債権とまでは認めないと考えている。</p> <p>【農林水産省】 就農支援資金の貸付金債権については、農業者への貸付主体である青年農業者育成センターが、適切に回収したうえで、都道府県に償還を行い、国に償還していただく必要があると考えている。</p>		



農林水産省 各府省からの第2次回答

審議事項	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
211	地方に対する権利保障	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、申請に手間がかかる。申請書類の簡素化により、申請の負担が軽減される。また、申請書類の簡素化により、申請の処理が迅速化する。また、申請書類の簡素化により、申請の処理が迅速化する。また、申請書類の簡素化により、申請の処理が迅速化する。	被災農地等の災害復旧事業では、各自自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助金申請書」を作成する必要がある。この補助金申請書の様式は非常に複雑である。申請書類の簡素化により、申請の負担が軽減される。また、申請書類の簡素化により、申請の処理が迅速化する。また、申請書類の簡素化により、申請の処理が迅速化する。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請書類の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービス向上に繋がる。	農林水産省 農地等災害復旧事業補助金申請書様式に関する法律(第148号)の5「災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	指定都市市長会	【別紙】補助計画書の改善(農地等災害復旧事業)における補助金申請書類の簡素化).docx	ひたちなか市、豊田市、安芸市、九州市、大村市、西海市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が発生している。被害者が減少する中、大分県には多岐の条件を適用しているが、被災農地等災害復旧事業の補助金申請書類の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一括申請を求められ、申請書類作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一時的に負担を減らすことが可能となるため必要である。 ○「補助計画書」は、補助対象外経費の工事費及び事務費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとすることで事務の簡素化が図れる。 ○限らず、毎年度にわたる事業については、最終年度の事業費は前年度から前年度までの事業費の差引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出時に差異が生じる場合は、差金で調整している。	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画簡便審査等の様式を定める等(昭和43年10月1日農林省令第148号)の5「災害復旧事業補助計画書」の様式簡素化について検討を行う。

審議 番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
311	様式の簡素化について検討いただけることに感謝する。 災害時の迅速な補助金申請準備を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることとなった際には、その具体的内容についてご報告いただきたい。	--	--	--	<p>【全国知事会】 次期繰上支出・種別災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		農地及び農業用地跡に係る災害復旧事業計画編成費等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第447号)のら、に添付している「災害復旧事業補償計画書」の作成にあたっては、補助対象外経費の記載を要しないこととし、平成30年度中に様式の改正を行う。